

令和7年4月3日

「米国の追加関税措置に伴う特別相談窓口」を設置しました

～影響が懸念される県内中小企業の皆様を支援～

アメリカの追加関税措置が発動されることに伴い、影響が懸念される県内中小企業からの相談等に対応するため、本日、関係機関と連携し、特別相談窓口を設置しました。

この相談窓口では、県制度融資による資金繰り（資金調達、借換え、貸付条件の変更）や、経営に関するご相談を受け付け、県内企業をサポートしてまいります。

1 設置場所

< 県 >

産業労働部産業政策課 団体・金融チーム
(電話：018-860-2215)

< 関係機関 >

秋田県信用保証協会（電話：018-863-9011）

秋田県よろず支援拠点（(公財)あきた企業活性化センター）
(電話：018-860-5610)

秋田商工会議所（電話：018-866-6677）、各商工会議所
各商工会

秋田県商工会連合会（電話：018-863-8491）

秋田県中小企業団体中央会（電話：018-863-8701）

2 受付時間

午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

※4月3日（木）から当面の間